

中標津町森林整備計画



計 画 期 間 自 令和 4年 4月 1日
 至 令和14年 3月31日

（令和 5年 3月31日 変更）
（令和 6年 3月11日 変更）

中 標 津 町

計画変更の理由と始期

令和6年3月11日変更計画

変 更 理 由	1 地域森林計画に適合させるための変更 2 「森林総合技術セミナー・テキスト 人工林の施業－保育編－（北海道立林業試験場監修）」に適合させるための変更
変 更 内 容	1－（１）共通ゾーニングの見直し 1－（２）その他、地域森林計画に基づく文言の加除及び変更 2－（１）「森林総合技術セミナー・テキスト 人工林の施業－保育編－（北海道立林業試験場監修）」に基づく下刈りの標準的な実施時期の見直し
変 更 始 期	令和6年4月1日から適用する

令和5年3月31日変更計画

変 更 理 由	地域森林計画に適合させるための変更
変 更 内 容	(1) トドマツの施業方法の見直し (2) 木材等生産林における主伐時期の変更 (3) その他、地域森林計画に基づく文言の変更
変 更 始 期	令和5年4月1日から適用する

目 次

I	伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項・・・・・・・・・・	1
	1 森林整備の現状と課題	
	2 森林整備の基本方針	
	3 森林施業の合理化に関する基本方針	
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）・・・・・・・・・・	7
	1 樹種別の立木の標準伐期齢	
	2 森林の立木竹の伐採に関する事項	
	3 その他必要な事項	
第2	造林に関する事項・・・・・・・・・・	9
	1 人工造林に関する事項	
	2 天然更新に関する事項	
	3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	
	4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	
	5 その他必要な事項	
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準・・・・・・・・・・	15
	1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
	2 保育の種類別の標準的な方法	
	3 その他必要な事項	
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項・・・・・・・・・・	18
	1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
	2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域 内における施業の方法	
	3 その他必要な事項	
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項・・・・・・・・・・	22
	1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	
	2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	
	3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
	4 森林経営管理制度の活用に関する事項	
	5 その他必要な事項	

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項・・・・・・・・・・ 24

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
- 3 作業路網の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
- 2 その他必要な事項

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項・・・ 31

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）
- 3 林野火災の予防の方法
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
- 5 その他必要な事項

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

V その他森林の整備のために必要な事項・・・・・・・・・・ 34

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 森林の整備を通じた地域振興に関する事項
- 3 森林の総合利用の推進に関する事項
- 4 住民参加による森林の整備に関する事項
- 5 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
- 6 その他必要な事項

別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

別表2 公益的機能別施業森林における森林施業の方法

別表3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域

別表4 鳥獣害防止森林区域

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

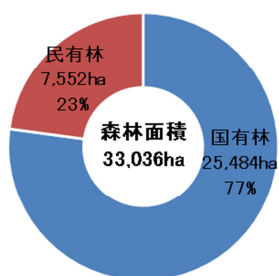
1 森林整備の現状と課題

本町の総面積は、68,487haであり、森林面積は33,036haで、総面積の48%を占めています。

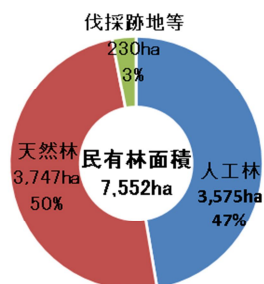
本町の森林は、平成13年に北海道遺産の選定を受けた根釧台地の格子状防風林を形成する防風林を中心に、林業生産活動を積極的に実施すべき人工林帯、広葉樹が林立する天然林帯等の多様性に富んだ林分構成になっており、地域住民の生活や酪農を中心とした農業及びその他産業に密着しています。このことから、地域社会・経済の健全な発展と安全で潤いのある居住環境の保全・形成等を図るため、森林の整備を計画的に進めることが重要です。所管別の森林面積は、国有林25,484ha（77%）、民有林7,552ha（23%）となっており、民有林のうち、カラマツ、アカエゾマツを主体とした人工林は3,575haで、人工林率は47%であり、齢級構成でみると50年生以上の林分が多くを占めています。このことから、伐期を迎えた林分の計画的かつ適確な伐採・再造林を図るとともに、伐採跡地及び無立木地の発生防止及び解消についても取り組み、森林の多面的機能を持続的に発揮させつつ、森林資源の循環利用を推進することが必要です。

こうした森林整備を計画的に行い、中標津町総合発展計画の目標達成に向け「空とみどりが人をつないでいくまち・中標津」における「産業の力みなぎるまちづくり」を目指し、森林の有する多面的機能が十分に発揮される森林づくりをすすめます。

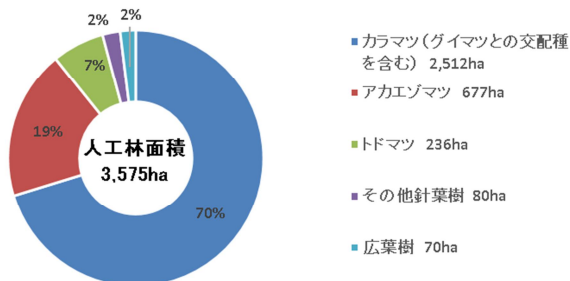
■ 森林面積の内訳



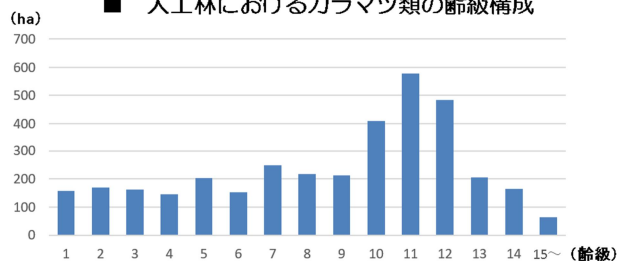
■ 民有林における林種の内訳



■ 人工林の樹種別面積の内訳



■ 人工林におけるカラマツ類の齢級構成



※ 令和2年度確定版森林調査簿から算出

2 森林整備の基本方針

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、豪雨の増加などの自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性にも配慮します。

また、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するとともに、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進することとします。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図るものとします。

このため、森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材等生産機能の維持増進を図るための森林整備をすべき森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定するとともに、公益的機能別施業森林については、水源涵養機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「水源涵養林」、山地災害の防備や土壌保全機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「山地災害防止林」、住民にとって快適な環境を形成する機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「生活環境保全林」、保健・レクリエーション機能や文化機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という）を設定します。

さらに、「水源涵養林」においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性保全の機能の発揮のために特に保全が求められる森林に対し「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を、また、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に必要不可欠であり、農山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備を推進するものとします。

なお、森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。



【適正に管理された町有林】

【森林の区域と森林の整備及び保全の基本方針】

公益的機能別施業森林

発揮を期待する機能	森林の区域		望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	水源涵養林		下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る施業や保全を推進します。
		水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進します。
山地災害防止機能／土壌保全機能	山地災害防止林		下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を推進します。 また、保安林の指定及びその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進します。
快適環境形成機能	生活環境保全林		樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のための有効な森林の構成の維持を基本とし、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風・防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進します。
保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林		身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林、史跡、名勝等や天然記念物などと一緒にあって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて保健・文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林。 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。	保健・レクリエーション利用や文化活動、生物多様性の保全を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業や保全を推進します。 また、保健・風致等の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあっては、自然条件や道民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備や保全を推進します。なお、史跡、名勝や天然記念物などと一緒にあって潤いのある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあっては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備や保全を推進します。
	生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生育・生息に適した森林や、周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施業を推進します。
		保護地域タイプ	貴重な森林生態系を構成し、希少な野生生物の生育・生息に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	希少な野生生物の生息・生育地確保の観点から、原生的な森林の保全や希少種の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進します。

公益的機能別施業森林以外の森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等 生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進します。また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進します。
	特に効率的な施業が可能な森林	特に材木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進します。また、区域設定した人工林にあっては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進します。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

ア 本町の特徴である格子状防風林は、カラマツ人工林を中心として形成されています。地域住民生活に密着した防風林は伐期を迎えており、機能の維持向上のため計画的な伐採、造林を推進します。

また、下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林を目指します。さらに、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進します。

イ 水道取水施設の上流域は、水資源を保全するために非常に重要な地区となります。森林の有する水源^{かん}涵養機能の維持向上を図るため、多様な樹種や異なった林齢の樹木などからなる水源^{かん}涵養機能の高い森林を目指し、森林施業を推進します。

ウ 森林公園並びに正美公園は、町内の代表的な森林体験施設として広く認知されており、町民の憩いの拠点となっています。原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、身近な自然とのふれあいの場として維持保全していくため、広葉樹を主体とした多様な樹種と異なった林齢構成により、保健・文化機能を発揮可能な森林の整備を推進します。

エ 標津川、武佐川、パウレバツ川流域については、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育しています。周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林として、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林を目指します。水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施業を推進します。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 保育・間伐後に発生する枝条等について適切に処理し、流木被害の一要因とならないよう十分留意するものとします。また、皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るなど、根系の発達

や下層植生の繁茂が良好な森林の育成に努めるものとします。

- イ 森林の有する公益的機能が重視される森林で、台風の経路等で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる構造とすることを基本とします。
- ウ エゾシカの生育密度が高い地域においては、被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害のある林分又はおそれのある林分においては、適切な防除を早期に行うよう努めるものとします。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合、市町村及び国有林等、流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、道産木材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進するものとします。

なお、森林施業の合理化に関する事項の推進にあたっては、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域のエネルギー資源としての木質バイオマスの有効利用の可能性等を含めた木材需給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むこととします。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

本町における立木の標準伐期齢は、標準的な立地条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に次のとおり定めます。

樹 種		標準伐期齢
人 工 林	エゾマツ・アカエゾマツ	60
	トドマツ	40
	カラムツ（グイマツとの交配種を含む）	30
	その他針葉樹	40
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	30
	ヤナギ ^{（注1）}	5
	その他広葉樹	40
天 然 林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	〃 〃 広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹 ^{（注2）}	25

（注1）敷料等の木質バイオマス利用の促進を図るため短伐期で主伐を繰り返すヤナギ林に限ることとし、保安林及び保安林施設地区並びに公益的機能別施業森林は除きます。

（注2）「主としてぼう芽によって生立する広葉樹」とは、薪炭材、ほだ木等原木生産を目的として、ぼう芽によって更新を図る広葉樹をいいます。

なお、標準伐期齢は、立木の伐採（主伐）の時期及び保安林等の伐採規制に関する指標として定めるものであり、定めた林齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではありません。

2 森林の立木竹の伐採に関する事項

I の2の森林整備の基本方針を踏まえ、適切な森林の施業方法により、立木を伐採することとします。

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法

次のとおり、立木の伐採（主伐）の標準的な方法を定めます。

ア 立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その伐採方法別の留意点については次によるものとします。

（ア） 皆伐

皆伐については、主伐のうち（イ）の択伐以外のものとします。

皆伐にあたっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び森林の有する公益的機能の確保の

必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置や景観への影響に配慮します。

なお、一箇所当たりの伐採面積は、原則として20haを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散に努めることとします。

伐採の時期については、地域の森林の齢級構成等を踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮との調和に配慮するものとします。

なお、ぼう芽により更新を確保する場合は、イタヤカエデ、ハルニシ、ミズナラ等の更新が確実なものを対象とし、優良なぼう芽を発生させるため、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採するものとします。

（イ） 択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとし、原則として材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とします。

なお、択伐にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適切な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとします。

イ 主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うものとし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の林帯幅を確保します。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等にあたっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定するものとします。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理することとします。特に、伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等に配慮して行うものとします。

エ 複層林施業の主伐にあたっては、上層木の樹冠層を保残させることに特に留意し、自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び計画的な実施間隔により行うものとします。

オ 効率的な施業を実施するための帯状や群状等、まとまりを持った伐採を行う場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の縮小、伐採箇所の分散等に配慮するものとします。

伐採後に人工造林を行う場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するため、伐採率はおおむね30～40%を目安とします。

カ 天然更新を前提とする場合は、現地の自然条件や更新を期待する樹種の特性などを勘案し、伐採率はおおむね40%以内を目安とし、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚幼樹の生育状況等を勘案するものとします。

3 その他必要な事項

ア 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等、森林における生物多様性の保全などのために必要がある場合には、人工林・天然林を問わず所要の保護樹帯を設置するものとします。

イ 次の地域は、林地崩壊、生態系のかく乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めるものとします。

(ア) 確実な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等

(イ) 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等

(ウ) 野生生物の生息・生育の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等

ウ 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等にあたっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めるものとします。

エ 伐採等の実施にあたっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業期間中に雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めるものとします。

なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を土壌が凍結する冬期間に行うなど時期や方法に配慮するものとします。

また、特に河川周辺で造材を行う場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意するものとします。

オ 特色ある森林景観や野生生物の生息・生育環境の保存に配慮した伐採を行うこととします。

特に、クマゲラ、シマフクロウ、クマタカ及びオオタカなどの希少鳥類等について、営巣木が確認された場合、必要に応じて専門家に調査の同行を依頼するなどその営巣木の位置や営巣期間等に配慮し、伐採の内容や伐採の時期の調整を行うものとします。

カ 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は林業作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積み込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

第2 造林に関する事項

I の2の森林整備の基本方針を踏まえ、適切な森林の施業方法により、造林することとします。

特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択することとします。

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととし、効率的な森林整備を行うため、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた施業プランの下で検討することとします。

(1) 人工造林の対象樹種

次のとおり、人工造林の対象樹種を示します。

ア 人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壌等の自然条件への適合、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材需給等にも配慮し、次表により人工造林の対象樹種を選定するものとして定めます。

なお、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等の積極的な使用に努めることとします。

イ 多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討するものとし、特に河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定するものとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮するものとします。

ウ 育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、植栽樹種を選定するものとします。

【人工造林の対象樹種】

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象 樹種	カラマツ、トドマツ、エゾマツ、 アカエゾマツ、グイマツ（F1を含む）、 ヤチダモ、カバ類、ドロノキ、ハンノキ、 ミズナラ、アオダモ、その他郷土樹種	

※ なお、その他の郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を決定するものとします。

(2) 人工造林の標準的な方法

次のとおり、造林の標準的な方法を示します。

ア 育成単層林を導入又は維持する森林

(ア) 寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うものとし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽するものとします。

特に、水源涵養林、山地災害防止林の無立木地^{かん}にあつては、林地の安定化を図るため、植栽を積極的に行うものとします。

(イ) 効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業についても努めることとします。

(ウ) 地拵えは、それぞれの地域の地形、土壌、植生、気象条件及び過去の野ねずみ被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行うものとします。

なお、土砂の流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分留意することとします。

(エ) 植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、植栽後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うものとします。

【植栽時期】

植栽時期	樹 種 名	植栽期間
春植え	トドマツ、アカエゾマツ	～6月10日（6月20日）
	カラマツ、その他	～6月10日（6月20日）
秋植え	トドマツ、アカエゾマツ	9月上旬～11月上旬
	カラマツ、その他	9月下旬～11月下旬

（ ）については、クール苗木とする。

(オ) コンテナ苗の植栽時期については、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも第2の1の(2)のアの(エ)の時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めるものとします。

(カ) 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めるものとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討するものとします。

なお、植栽本数の検討にあたっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の発揮や植栽コストの低減を図る場合には、次表に関わらず本数の低減を積極的に検討するものとします。

特に、初期成長が早く、通直性や耐そ性に優れたクリーンラーチ等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討するものとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用を検討するものとします。

【植栽本数】

単位 本／ha

仕立ての方法	樹 種				
	カラマツ	トドマツ	アカエゾマツ	その他針	広葉樹
密仕立て	2,500	2,500	2,500	2,500	3,000
中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	2,000	2,500
疎仕立て	1,500	1,500	1,500	1,500	—

※ なお、標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な植栽本数を判断して行うように努めるものとします。

イ 育成複層林を導入又は維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保するものとします。

なお、植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けるものとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とするものとします。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図るものとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図るものとします。

なお、天然更新による場合は2の(3)によるものとします。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うものとします。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、天然下種更新ではイタヤカエデ、カンバ類、ドロノキ、シナノキ、ハリギリ、ハンノキ類、ヤナギ類、ミズナラ、ヤチダモなど高木性の樹種とし、ぼう芽更新ではイタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラなど高木性でぼう芽性の強い樹種とします。

区 分	樹 種 名	備 考
天然更新の対象樹種	イタヤカエデ、カンバ類、ドロノキ、シナノキ、ハリギリ、ハンノキ類、ヤナギ類、ミズナラ、ヤチダモ	天然下種更新
	イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ	ぼう芽更新

(2) 天然更新の標準的な方法

次のとおり、天然更新の標準的な方法を示します。

ア 天然更新完了の判断基準

第2の2(3)に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の生立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の背丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種^(注1)の稚幼樹等^(注2)が幼齢林^(注3)では成立本数が立木度^(注4)3以上、幼齢林以外の森林では林地面積^(注5)に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があ

り、かつ、ササや草本類の背丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齢林にあっては成立本数が立木度3以上、幼齢林以外の森林では林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。

ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うものとします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」（平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知）によるものとします。

（注1）高木性樹種とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

（注2）稚幼樹等とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

（注3）幼齢林とは、伐採後おおむね15年生未満の森林をいいます。

（注4）立木度とは、幼齢林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数（天然更新すべき本数の基準）との対比を十分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。

【立木度の計算式】

$$\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}^{(\text{注6})} \times 100$$

（注5）林地面積とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

（注6）「天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数」

【天然更新の対象樹種の期待成立本数】

階層 ^(注1)		期待成立本数
上層	広葉樹・カラマツ	300本/ha
	カラマツ以外の その他の針葉樹	600本/ha
中層		3,300/ha
下層		10,000/ha

（注1）：階層の定義は以下のとおり

上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齢林、老齢林（天然林の標準伐期齢）

中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの。

下層：中層木よりも樹冠面積が小さいもの。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を行う場合には、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや枝条整理等を行うものとし、ササなどの競合植物により天然に発生した稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出し等を行うものとします。

また、ぼう芽により更新を行う場合には、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採するとともに、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込み等を行うものとします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い、更新を確保するものとします。

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意するものとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保するものとします。

（３）伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新をさせるものとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を図るものとします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

（１）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図るものとします。植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、別表3のとおり定めます。

ア 気候、土壌、植生等の諸条件により天然更新が期待できない森林

イ 水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。また、次の箇所は植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域には含めないものとします。

ア 保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林

ウ 公益的機能別施業森林の区域で別途更新の方法が定められている森林

エ 湿地、風衝地、岩石地等で更新が著しく困難な森林

オ ぼう芽性の強い広葉樹で構成される人工林

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林について、別表3のとおり定めます。なお、別表の森林において、主伐を行う場合は、伐採跡地の更新すべき期間内に人工造林を行う必要があります。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定めます。

(1) 造林の対象樹種

- ア 人工造林の場合
第2の1の(1)による
- イ 天然更新の場合
第2の2の(1)による

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数を定めるに当たり、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を定めます。

なお、伐採後5年を経過した林分における天然更新の対象樹種の期待成立本数は、別途定める「天然更新完了基準書の制定について」によるものとします。

5 その他必要な事項

- ア 伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等への植林を推進します。
- イ エゾシカによる食害のおそれがある地域について、造林樹種の選定に当たり、嗜好性の低い樹種を検討するものとします。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 間伐は、林木の生育の促進及び健全化を図るため、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆うようになることをいう。）して立木間の競争が生じ始めた時期をその開始時期とし、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう適切な伐採率及び繰り返し期間により行うものとします。

特に、高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意するものとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等の目安については、次のとおりとします。

樹種	施業方法	間伐の時期（林齢）					選木方法等
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ 【グイマツ との交配種 を含む】 (一般材)	植栽本数：2,000 本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：450 本/ha	26	36	48	—	—	選木方法：定性及び列状
							間伐率（材積率）：20～35%
							間伐間隔年数
							標準伐期齢未満：10 年
							標準伐期齢以上：12 年
	【防風林施業】 植栽本数：2,500 本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：470 本/ha	18	24	30			選木方法：定性及び列状
							間伐率（材積率）：35%
							間伐間隔年数
							標準伐期齢未満：6 年
トドマツ (一般材)	植栽本数：2,000 本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400 本/ha	18	25	33	44		選木方法：定性及び列状
							間伐率（材積率）：20～35%
							間伐間隔年数
							標準伐期齢未満：8 年
アカエゾ マツ (一般材)	植栽本数：2,000 本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400 本/ha	23	29	37	47	60	選木方法：定性及び列状
							間伐率（材積率）：20～35%
							間伐間隔年数
							標準伐期齢未満：9 年

（注1）カラマツについては、「カラマツ間伐施業指針」、「トドマツ人工林間伐の手引き」、「アカエゾマツ人工林施業の手引き（（地独）北海道立総合研究機構林業試験場発行）」などを参考にした。また、防風林施業は「防風林維持管理マニュアル（根室振興局森林室 平成27年度発行）」を参考とした。

（注2）植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法により、間伐時期が異なる事に留意すること。

2 保育の種類別の標準的な方法

（1）下刈り

下刈りは、植栽木の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽木の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植栽の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うものとし、その終期は、植栽木の育成状況、植生の種類及び植生高により判断するものとします。

（2）除伐

除伐は、下刈り終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に除去するものとします。植栽樹種以外であっても、その生育状況、森林の有する多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保存し育成するものとします。

(3) つる切り

つる切りは、育成の対象となる樹木の健全な成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くものとします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

(4) 鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策は、野生鳥獣による樹木への被害が見込まれる森林において、植栽樹種の成長を阻害する野生鳥獣を防除するため、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うものとします。

標準的な実施期間

【下刈】

樹 種	植栽年									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
カラマツ	←	→								
トドマツ	←	→								
アカエゾマツ	←	→								

【除伐】

樹 種	植栽年	1 1	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	1 8	1 9	2 0
カラマツ	春			○							
	秋				○						
トドマツ	春						○				
	秋							○			
アカエゾマツ	春						○				
	秋							○			

○：つる切り、除伐

注) カラマツにはグイマツとの交配種を含む。

下刈りは、現地の状況に応じて省略や隔年での実施、早期の終了を検討し、年 2 回の下刈りは、植栽木と下層植生の競合状態などを把握した上で、必要な場合のみ実施する。

3 その他必要な事項

(1) その他間伐及び保育に関する事項

枝打ちに関しては、生産目標及び生育状況に応じ適切な時期及び枝打ち高により行うものとします。

また、保育コスト低減を図るため林地の状況に適した作業システム、高性能機械の導入や列状間伐を検討するものとします。

防災的な見地から林地崩壊や流木被害のおそれがある地域については次の事項に留意して森林施業を行い、間伐の推進に努めるものとします。

- ア 間伐や枝払い等の保育を積極的に行い、下層植生の繁茂や樹根の生育を促し表土の安定を図るものとします。
- イ 間伐等による伐倒木や林地残材のうち、河川に流出するおそれのあるものについては、極力林外へ搬出するものとします。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における施業の方法は次のとおりです。

(1) 水源の^{かん}涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源^{かん}涵養林）

ア 区域の設定

水源^{かん}養保安林や干害防備保安林、水道取水施設上流域の森林、その他水源^{かん}涵養機能の評価区分が高い森林など、水源^{かん}涵養機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

(ア) 森林の有する土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）

土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区、その他山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、その他山地災害防止・土壌保全機能の評価区分が高い森林など、山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

(イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林（生活環境保全林）

飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、その他快適環境形成機能の評価区分が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会条件、林況、地域の要請を踏まえ、別表1のとおり定めます。

(ウ) 保健・レクリエーション文化機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能等維持林）

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名称天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林、史跡等と一体となりすぐれた自然景観等を形成す

る森林、その他保健文化機能の評価区分が高い森林など、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表 1 のとおり定めます。

イ 施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小及び回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図るものし、具体的には、公益的機能の維持増進を特に図るため森林施業を推進すべき森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

このうち、アの（ア）～（ウ）に掲げる公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林を定めます。

また、一部を皆伐しても、適切な伐区形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業^(注)を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とします。

また、保健文化機能の維持増進を図るため森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林においては、風致のすぐれた森林の維持又は造成を図るために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う森林として定めます。

それぞれの森林の区域については別表 2 のとおり定めます。

^(注)「長伐期施業」とは、標準伐期齢の概ね 2 倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業を言います。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

（１）区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図る森林を別表 1 のとおり定めます。

また、このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を別表 1 のとおり定めます。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとし、森林の有する公益的機能の発揮に支障が生じないよう定めるものとします。

（２）施業の方法

木材等生産林においては、森林の有する公益的機能の発揮に留意しつつ、製材等の一般材生産を目標とし、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して伐採時期の多様化を図るなど木材の利用目的に応じた時期で伐採するものとし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については次表を目安として定めるものとします。

また、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林施業を推進します。特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林は、原則として植栽による更新を行うこととします。

【生産目標に対する主伐時期】

樹 種	(参考)主伐時期の平均直径	仕立て方法	主 伐 時 期
カラマツ (グイマツとの交配種を含む)	30cm	中庸仕立て	60年
トドマツ	27cm	中庸仕立て	55年
アカエゾマツ	30cm	中庸仕立て	75年

【区域の設定の基準及び施業方法に関する指針】

森林の区域	区域の設定の基準	施業の方法に関する指針
木材等生産林	林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、必要に応じて林小班単位で定める。	木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。
特に効率的な施業が可能な森林	上記を踏まえ、かつ、人工林を中心とした林分構成であり、傾斜が比較的緩やかで路網からの距離が近い森林。	上記に加え、伐採後は、原則、植栽による更新を行う。

3 その他必要な事項

北海道の特性に応じた森林の整備・管理を進めるため、1の公益的機能別施業森林の区域に重複して次の区域を設定します。

(1) 水資源保全ゾーン

ア 区域の設定

水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水資源保全上重要で伐採の方法等を制限す

る必要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然的条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定めます。

特に北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について、別表1のとおり定めます。

イ 施業の方法

水資源涵養林^{かん}における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小に努めるものとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を別表2のとおり定めます。

また、特に急傾斜地等土砂の崩壊又は流出するおそれのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、森林作業道や集材路等の敷設や重機使用に伴う河川・湖沼への土砂流出の防止が図られるよう特に配慮するものとします。

伐採跡地については早期に確実な更新を図るものとします。

（2）生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を別表1のとおり定めます。

イ 施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

また、森林作業道や集材路等の敷設や重機使用による河川・湖沼への土砂の流出に特に配慮するものとします。

（3）生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、特に保護地域として保全が必要と認める森林について別表1のとおり定めます。

イ 施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本町における一般民有林の森林所有者は、5ha以下の森林を所有する小規模森林所有者が所有者数の73%、面積の16%を占めています。また、本町の一般民有林のうち、47%は、カラマツ等の人工林であり、間伐や主伐の対象となることから、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。このため、中標津町森林組合及びその他民間林業事業体による森林経営の受託や林地流動化の推進により、森林経営の規模拡大を促進するものとします。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等を図るため、施業集約化と長期施業受委託等に必要情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めるものとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報等の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進することとします。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進めることとします。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めるものとします。

3 森林経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業体と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結するものとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（5カ年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業の行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護を含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権限や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村を介して森林所有者が自ら林業経営を行えない森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用に努めることとします。

また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

民有林面積の所有形態別にみると町有林3,694ha(49%)、私有林3,858ha(51%)となっています。特に私有林についてみると、森林所有者数859人で個人所有者が799人であり、うち農家所有者数が55%、面積の46%を占めています。また、私有林面積の12%に当たる480haが不在町者であります。

今後は、普及啓発活動の促進、森林組合の事業の拡充を図り、森林の適性かつ効率的な整備を推進するため、森林経営計画の樹立面積の拡大に努め施業の共同化を図るものとします。

また、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の集団化が可能な地区であって、間伐、保育等の共同化を重点的に推進するにあたってまとまりのある施業規模を確保し森林所有者の意欲の啓発、施業コストの低減を図り、施業実施協定の締結への参画を促すものとします。

3 共同して森林施業を実施する上での留意すべき事項

(1) 森林施業共同化重点的实施地区の設定計画

特に重点地区は設定しませんが、積極的に推進します。

(2) 共同で森林経営計画を作成する際の留意事項

森林所有者等が共同で森林経営計画を作成する場合には、次の事項に留意して作成することに努めるものとします。

ア 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくべきこと。

イ 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業方法をあらかじめ明確にしておくこと。

ウ 共同施業実施者の一人がア又はイにより明確にした事項につき遵守しないことにより、ほかの共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることがないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくべきこと。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(1) 路網密度の水準及び作業システム

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。

なお、次の表は木材搬出予定箇所で路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採や搬出を伴わない施業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではありません。

単位 路網密度：m/ha

区分	作業システム	路網 密度	
			基幹路網
緩傾斜地（ $0^{\circ} \sim 15^{\circ}$ ）	（注1） 車両系作業システム	110以上	35以上
中傾斜地（ $15^{\circ} \sim 30^{\circ}$ ）	車両系作業システム	85以上	25以上
急傾斜地（ $30^{\circ} \sim$ ）	（注2） 架線系作業システム	$20 < 15 >$ 以上（注3）	（注3） $20 < 15 >$ 以上

（注1）「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、搬出するシステム。使用する林業機械はグラップル、フォワーダなど。

（注2）「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。使用する林業機械はタワーヤードなど。

（注3）『急傾斜地』の＜＞書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

(2) 作業システムに関する基本的な考え方

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化及び高効率化を図るために、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることに主眼を置いた労働生産性の向上が不可欠となります。

このため、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。

特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置するものとします。

傾斜区分	伐倒	集材《木寄せ》	造材	巻立て
緩傾斜地 (0° ～ 15°)	フェラーバンチャー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・ プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ・プロセッサ)
	フェラーバンチャー	スキッタ【全木集材】	ハーベスタ・ プロセッサ	グラップルローダ
				(ハーベスタ・プロセッサ)
	ハーベスタ	トラクタ【全幹集材】	ハーベスタ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ)
	ハーベスタ	フォワーダ【短幹集材】	(ハーベスタ)	(フォワーダ)
中傾斜地 (15° ～ 30°)	チェーンソー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・ プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ・プロセッサ)
急傾斜地 (30°～)	チェーンソー	スイングヤータ 【全幹集材】	チェーンソー	グラップルローダ
			ハーベスタ・ プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)

※（ ）は、前工程に引き続き同一樹種により実施する工程について記載。

※【 】は、集材方法。

※集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ（全幹）を集材に活用している事例がある。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針の制定について（平成22年9月4日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、北海道が定める林業専用道作設指針（平成23年3月31日付け森林第1280号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設・拡張計画は次のとおりです。

基幹路網は、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に、森林施業の優先順位に応じた整備を推進するものとします。

単位 延長：km 面積：ha

開設／ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道	林業専 用道	開陽	北開陽 1号支線	1ヶ所			—	
開設	自動車道	林業専 業道	開陽	北開陽 2号支線	1ヶ所			—	
開設	自動車道	林業専 用道	計根別	計根別線	1ヶ所			—	
				計	3ヶ所				
拡張	計画なし								

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林地台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、路網（施設）管理者が台帳を作成して適切に管理を行うものとします。

（2）細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易的な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、北海道が定める森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

北海道が定める森林作業道作設指針に基づき、森林作業道が森林施業の目的に従って継続的に利用できるよう適切に管理を行うものとします。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

本町の林家の大部分は経営規模が5ヘクタール未満の零細所有者であり、林業のみで生計を維持することは困難な状況にあります。

従って、森林施業の共同化及び合理化を進めるとともに、農業との複合経営による林業経営の健全化及び安定化を目標とし、林道、作業路等の路網整備による生産コストの低減及び労働強度の低減を図ることとします。

(2) 林業従事者及び林業後継者の育成方策

ア 林業従事者の育成

本町林業労働の就労状態は、林業事業体の経営基盤が脆弱であることや、林業における作業の季節的制約が大きいと、専門的な労働力の占めるウエイトは低い状態にあります。

このような林業従事者の養成確保と福祉の向上を図るため、林業事業体の経営基盤の強化を図るとともに、社会保険等の加入促進のほか、育成のため各種研修会への参加促進に努めます。

また、北海道立北の森づくり専門学院（北森カレッジ）との連携や、インターンシップ等の受入に対する支援を通じて、将来の林業を担う人材の育成確保に努めるとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など、林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着に取り組むこととします。

イ 林業後継者の育成

森林所有者の林業への関心を持続させるため、地域の模範となる指導林家及び中核的林業技術者を養成する必要があります。

これらを組織的に養成するためには、林業後継者等を中心としたグループ化をさらに促進し、森林を活用した実践的な研修を推進し、林業経営技術等などの定着普及を促進するとともに、管内グループ相互の連携強化に努めます。

(3) 林業事業体の経営体質強化方策

地域の森林整備における重要な役割を担う森林組合等林業事業体の経営基盤の強化が必要であるため、地域が一体となって安定的事業量の確保に努めるとともに、経営の多角化、協業化による組織、経営基盤の強化等組織化と生産コストの低減を図るため事業体の体質強化を図り、雇用の安定化、通年化等、林業労働者の確保に努めることとします。

国の「森林・林業基本計画」では、適正かつ効率的な森林整備の実施などのため、林業事業体に関する情報の登録・公表や評価する仕組みの導入を推進すること、また、北海道では、伐採跡地の増加、粗雑な施業が見受けられること及び労働災害等の発生率が高いことが課題となっています。

このため、北海道では、森林整備等を行う事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」が創設されました。

本町においても、本制度を周知・活用し、森林所有者等が森林整備等を林業事業体に委託して実

施するにあたり、明確かつ客観的な事業体情報に基づいて事業実行者を選択することができるようにするとともに、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体の育成を図ります。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

今後の林業の活性化を図っていくため機械化、省力化を進め林業労働安全衛生面の向上、労働強度の軽減を図り、低コスト化林業の改善を進めることとします。

高性能林業機械の導入を推進するにあたっては、地域における地形、資源、作業量及び林業労働の動向等を踏まえ、森林組合及び各種事業体を中心に、効果的、効率的な導入に努め、高性能林業機械に対応できるオペレーターの養成に努めます。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入目標と促進方策

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標を次のとおりとし、林業における安全性の確保及び生産コストの低減を推進することとします。

- ア 林業事業体によるハーベスタ等の高性能林業機械の導入
- イ 枝打ち作業等による森林施業の機械化を推進
- ウ 高性能林業機械のオペレーターを育成するため研修会等への積極的参加等の推進
- エ ICT等の先端技術を幅広く活用したスマート林業の展開

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進や、森林資源の保続を確保する取り組みが重要です。

本町における製材、チップ工場は5工場存在し、現在の生産される木材は、中小径が中心であるとともに、そのほとんどがパルプ、チップ等に消費されています。

木材の有効活用に努めるためには、木材の高度利用の観点から小径木の付加価値を高めていく必要があり、加工場の改善及び加工技術を高め、加工コストの軽減をするとともに、付加価値の増大を図るものとします。

一方、木材流通は、個別分散的取引が大部分で市場性が乏しいため、地域企業体が連携し、木材流通の効率化、流通コストの低減等に努めます。また、特用林産物については、需要動向に対する情報収集を図り、林産市場への安定的供給を促進します。

さらに、北海道が策定した「北海道地域材利用推進方針」（平成23年3月策定）、及び中標津町が策定した「中標津町地域材利用推進方針」（平成25年3月1日策定）に基づき、地域材の利用に向けた町民への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携による特色のある取り組み、一般消費者への周知を徹底し、需要促進を図るよう努めるとともに、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。

4 その他必要な事項

(1) 生活環境の整備に関する事項

本町は、豊富な森林資源を有しており、また、都市にはない多くの魅力や可能性を秘めていることから、こうした地域固有の魅力を地域住民が自覚し、その特性を活かしながら都市との共生・交流の促進を図っていく必要があります。

また、森林整備においても、地域住民や都市住民の多様なニーズに応じた森林整備を森林所有者等の理解と協力の下に計画的に推進するとともに、都市住民等にとっても魅力ある地域社会を構築していくものとします。

生活環境施設の整備計画

該当なし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林被害状況等に応じ、被害を防止するための措置を実施すべき森林区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

(1)区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）」に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及び、エゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表4のとおり定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正するものとします。

(2)鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおり、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ、単独又は組み合わせで推進するとともに、被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進するものとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施にあたっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整するものとします。（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、中標津町鳥獣被害防止計画）

特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生、又はそのおそれがある森林については、森林組合や林業事業体等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めるものとします。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業体や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認するものとします。

また、食害の生じるおそれがある地域については、植栽樹種の選定にあたりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討するものとします。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害については、被害の早期発見及び早期防除に努め、当該病虫害の種類や被害の程度に応じ、薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

なお、森林病虫害のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。

(2) その他

森林病虫害の被害の早期発見、早期防除のため、本町と道の振興局、林業試験場、森林組合、その他林業関係者や地域住民と連携して対応します。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

ア エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ造林地においては野ねずみの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽する等の対策を行います。

また、野ねずみの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺鼠剤の散布や防鼠溝の設置等の対策を実施するものとします。

イ 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い、早期防除に努めるものとします。

ウ 森林の保護にあたっては、森林組合、林業事業体等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、必要に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導する等、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進するものとします。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進するものとします。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、効果的な防火線・防火道等の整備や保護標識、消火器格納庫等の施設を設置するものとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

民有地たる森林、原野又は接近している土地に、地拵えや森林病虫害の駆除等のために、火入れを行おうとする場合は、町長の許可を受ける必要があります。

申請に関しては、地域の森林愛護組合長又はその代理者からの証明を添付し、面積に応じて条例に定める火入従事者を附す必要があります。

また、延焼対策には細心の注意を払い、火気消滅後までその場で立ち会うものとします。（関連条例：民有地火入許可に関する条例）

5 その他必要な事項

（１）病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし

（２）その他

ア 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めるものとします。

イ 森林の巡視にあたっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施するものとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、貴重な野生生物の生息・生育地域盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地や園地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然保護監視員、鳥獣保護員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うものとします。

ウ 湿原及び湿原流入河川等、河川及び湖沼周辺の森林については、水辺域に生息・生育する野生生物の環境を保全するため、水量の安定供給、水質の浄化や土砂の流出防止に配慮し、極力伐採を控え、連続した水辺林を整備するなど適切な保護・管理に努めます。

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

森林の保健機能の増進を図るため、次に掲げる森林について適切な施業と施設の整備を一体として推進するものとします。

なお、次の森林については、保健機能の増進を図るための森林の区域に含めないものとします。

- ア 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び北海道自然環境等保全条例に基づく自然環境保全地域特別地区内の森林
- イ 森林保健施設に該当しない施設の設置が見込まれる森林
- ウ 既存の開発行為に係る事業区域内に森林として残地もしくは造成された森林

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、択伐による育成複層林施業や広葉樹を育成するための施業等を推進します。

また、快適な森林環境の維持、利用の利便性に配慮して、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとします。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

施設の整備にあたっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえ多様な施設の整備を行うものとします。

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、本町森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画するものとします。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第5の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1項口の規定に基づく区域

区域計画については、下記のとおり定めます。

区域名	林班	面積
中標津町東部区域	1～30・80～117	5,000.97ha
中標津町西部区域	31～79	2,530.23ha

2 森林の整備を通じた地域振興に関する事項

(1) 開陽台展望台からの景観の維持に関する事項

本町の景勝地である開陽台展望台からは、水平線と地平線を同時に望むことができ、牧歌的な風景の中に格子状防風林のグリーンベルトが特徴であり、壮大な眺望は地域振興に寄与しています。

格子状防風林は、平成13年に「根釧台地の格子状防風林」として北海道遺産の選定を受けており、本町の観光資源となっていることから、森林整備を通じて景観の維持に努めるものとします。

(2) グリーンツーリズムの推進に関する事項

森林の有する多面的機能は、緑豊かな優れた農村自然景観にも寄与することから、農業行政施策との連携を図り、都市住民の受入れ、交流等、グリーンツーリズムの推進を図ります。

(3) 地材地消の推進に関する事項

地材地消の推進にあたっては、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）に基づき、北海道が策定した「北海道地域材利用促進方針」（平成23年3月策定）と本町が策定した「中標津町地域材利用促進方針」（平成25年3月策定）に即して公共建築物において積極的に木材、木製品を利用するほか、住宅用建築材など、幅広い用途での地域材の利用を促進しつつ、このような需要に対し地域材を安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進するものとします。

本町では、平成25年に設立した「中標津町地域材利用促進協議会」において、地元産カラマツ材の利用を考え、木材利用に取り組むものとし、「地域材の利用促進に関すること」及び「木育事業に関すること」について実施するものとします。

3 森林の総合利用の推進に関する事項

森林公園並びに正美公園は、町内の代表的な森林体験施設として広く認知されており、町民の散策や森林浴等、憩いの拠点となっています。

散策道の適切な管理を行い、樹名板を設置するなどにより町民が親しみやすい森林環境をつくるとともに、間伐等を実施し、森林の保育管理を行うこととします。

森林の総合利用施設の整備計画

該当なし

4 住民参加による森林の整備に関する事項

森林に対する住民のニーズは高度・多様化しており、住民の理解と協力の下、地域住民や都市住民のニーズに応え、森林の持つ多面的機能を発揮していくため、多様な森林整備が必要です。

また、森林と関わりを持った体験活動への期待も高まっており、森林所有者等の理解や協力を得て、住民参加型の森林整備が重要です。このため、教育、保健等の分野とも連携を図り、植樹活動への積極的な参加や、体験教室や森林環境教育等の森林利用を推進するものとします。

将来にわたって森林の整備・保全及び利用に対する地域住民の理解を得ていくためには、子どもの頃から森林や木材にふれ親しむとともに、学校教育等の現場で森林や木材に対する興味や関心を深め、適切な知識を伝えていくことが重要です。このことから、子どもの頃から木を身近に使っていくことを通じて、人と木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育む取り組みである「木育」をすすめるものとします。

主な取り組み

ア 住民参加による植樹活動の推進（町植樹祭など）

イ 住民参加による下刈活動の推進（パートナーシップ、ボランティア活動）

ウ 小中学生、あるいは親子等を対象とした「林業体験教室」の推進（教育活動）

エ 遊歩道等の整備を行い、生活環境林を利用した森林浴や森林環境教育の推進（教育保健活動）

5 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村経営管理事業計画

該当なし

6 その他必要な事項

（1）特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。

その整備にあたっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図るものとします。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図るものとします。

(2) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うものとします。

ア 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の施業方法は、個々に定められた指定施業要件に基づき行うものとします。なお、一般的な留意事項は次のとおりです。

(ア) 主伐の方法

- a 伐採できる立木は、中標津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。
- b 伐採方法は、次の3区分とします。
 - (a) 伐採方法の指定無し（皆伐を含む）
 - (b) 択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの）
 - (c) 禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの）

(イ) 伐採の限度

- a 皆伐面積の限度は、公表される面積の範囲内とします。
- b 一箇所当たりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められています。
 - (a) 水源かん養保安林（ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取り扱いをすることが適当と認められる森林に限る。）については、20ヘクタール以下とします。
 - (b) 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10ヘクタール以下とします。
 - (c) 大面積の皆伐は更新を妨げ森林を荒廃させるおそれがあることから、皆伐することができる一箇所当たりの面積の限度を、20ヘクタールを超えない範囲内において状況に応じて定めており、その限度を超えて伐採することはできません。
- c 防風・防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20メートル以上にわたり帯状に残存させなければなりません。
- d 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとします。

初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とします。

また、2回目以降の択伐率は、伐採をしようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が10分の3を超えるときは10分の3（指定施業要件で定めた条件を満たす場合には10分の4）とします。

(ウ) 特 例

- a 伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができます。

- b 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあっては伐採指定無し、同じく禁伐と定められている森林にあっては択伐とします。
- c 特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年以内とします。

(エ) 間伐の方法及び限度

- a 間伐をすることのできる箇所は原則として、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とします。
- b 間伐の限度は、該当森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で指定施業要件に定められた率とします。

(オ) 植栽の方法及び期間

- a 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行わなければなりません。
- b 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行わなければなりません。

(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業体、北海道指導林家や青年林業士など地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携した普及啓発を進めます。

(4) 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るため特に整備すべき森林に関する事項

中標津町森林整備計画において、農地・林地又はその他の施設（浄水場、さけます孵化場）の保全のため伐採方法が特定された公益的機能の高い森林について、公益的機能の増進・向上が図られるよう特に森林の整備を推進します。

(5) 町有林におけるJ-クレジット制度の活用に関する事項

本町における町有林の整備については、地球温暖化防止に寄与する「J-クレジット制度^(注1)」の活用及び「カーボン・オフセット^(注2)」の推進をするものとし、そのクレジット売却益^(注3)で植栽、間伐費用等を補い、さらなる森林整備に努めます。



出典：経済産業省北海道経済産業局

(注1)「J-クレジット制度」とは、省エネルギー機器の導入や森林経営などの取り組みによる、CO2などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。本町は間伐による森林経営活動が認証されています。

(注2)「カーボン・オフセット」とは、自らの温室効果ガスの排出量のうち、どうしても削減できない量の全部又は一部を他の場所での排出削減・吸収量で埋め合わせすることをいいます。

(注3)カーボン・オフセットによるクレジットの販売に伴う収益のことです。